

公募型プロポーザルによる  
中之島公園指定管理者募集要項

美濃加茂市建設水道部土木課

## 中之島公園指定管理者募集要項

美濃加茂市は、中之島公園において、施設の管理業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び美濃加茂市都市公園条例（昭和53年条例第11号）第16条の2の規定により、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの質の向上や、新たなサービスプログラムの提供、維持管理経費の節減等、創意工夫のある管理・運営のできる指定管理者を公募型プロポーザルにより募集します。

### 1. 公園の概要

美濃加茂市では、木曽川の自然や中山道の歴史などの地域資源を観光やまちづくりの核として活用し、市内外から人々が訪れる賑わいのあるまちづくりを目指し、「美濃加茂市かわまちづくり事業」を推進しています。

かわまちづくり事業における拠点の一つに位置づけられている中之島公園では、木曽川の自然を活かし、人々が水辺に親しむ場として、また、まちを散策する際の拠点として、多世代・多文化の交流を通じ、地域に人・モノ・賑わいをもたらす役割を担うとともに、新たな価値観を求めて訪れる人々により地域に回遊性が根付くことを強く望んでいます。

現在、中之島公園は平成30年3月の完成・同年4月に一部エリアを供用し、7月までに公園全体を供用できるよう整備を進めています。

【施設の名称】 中之島公園

【施設の目的】 木曽川の自然を保全しつつ、人々が水辺や森など公園周辺の自然に親しむ場として、また、街を散策する際の拠点として、憩いと賑わいの空間を提供します。

【施設の所在地】 美濃加茂市御門町二丁目 地内

【施設内容・規模等】

・敷地面積 29476.56㎡ ・建物面積 1182.03㎡

～主たる施設の面積と特徴～

①自然環境体験学習館【床面積 1階517.85㎡ 2階218.61㎡】

開館時間・・・9：00～17：00（市と協議の上開館時間の延長可）

休館日・・・火曜日、（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）12月29日から翌年1月3日まで。

A)大ホール:面積 95.00㎡ 小ホール:面積 45.00㎡

B)管理事務所:面積 16.40㎡

C)休憩スペース、情報コーナー:面積 110.00㎡

D)喫茶スペース:面積 114.00㎡

E)屋外屋根(日除け):面積 190.70㎡

②多目的倉庫【250.00㎡】内利用可能面積：120.00㎡

- ・川や森のアクティビティに必要な備品や消耗品等を保管する。
- ・多目的倉庫の残りの部分は、市の環境課の環境学習用倉庫として利用しています。また、環境課によるリサイクル活動が毎週水曜日午前中に行われており、約250人の市民の利用があります。

③シャワールーム【48.72㎡】

- ・男女それぞれ5箇所 パウダールームがあります。

④手洗い場兼倉庫【36.43㎡】

- ・バーベキュー備品の収納庫兼洗い場があります。

⑤屋外トイレ【33.24㎡】

- ・多目的トイレも設置されています。

⑥大型テント【279.50㎡】

- ・木曽川の眺望を楽しむことのできるウッドデッキがあります。

⑦バーベキュー広場【3200.00㎡】

- ・5m×5mのウッドデッキ15箇所、その他エリア内空地にバーベキュースペースの設置が可能です。

⑧芝生広場【3200.00㎡】

- ・憩いの場、イベントが可能です。

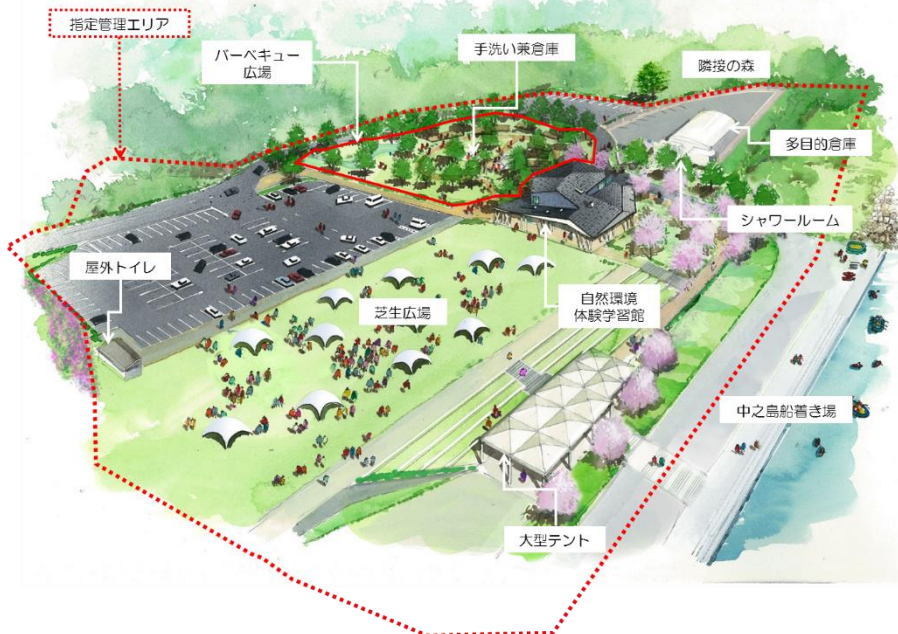
⑨駐車場【180台】

- ・市内循環バスの停留所があります。

⑩隣接する森【約8ha】(指定管理エリア外)

- ・民有地を市が無償借地しており、散策や自然環境体験学習の場等として利用可能です。(構造物の新築及び、火気の取り扱いが不可能であるなど、活動の制限はありますが、自然環境体験学習等の活用を望んでいます。)

### <イメージ図>

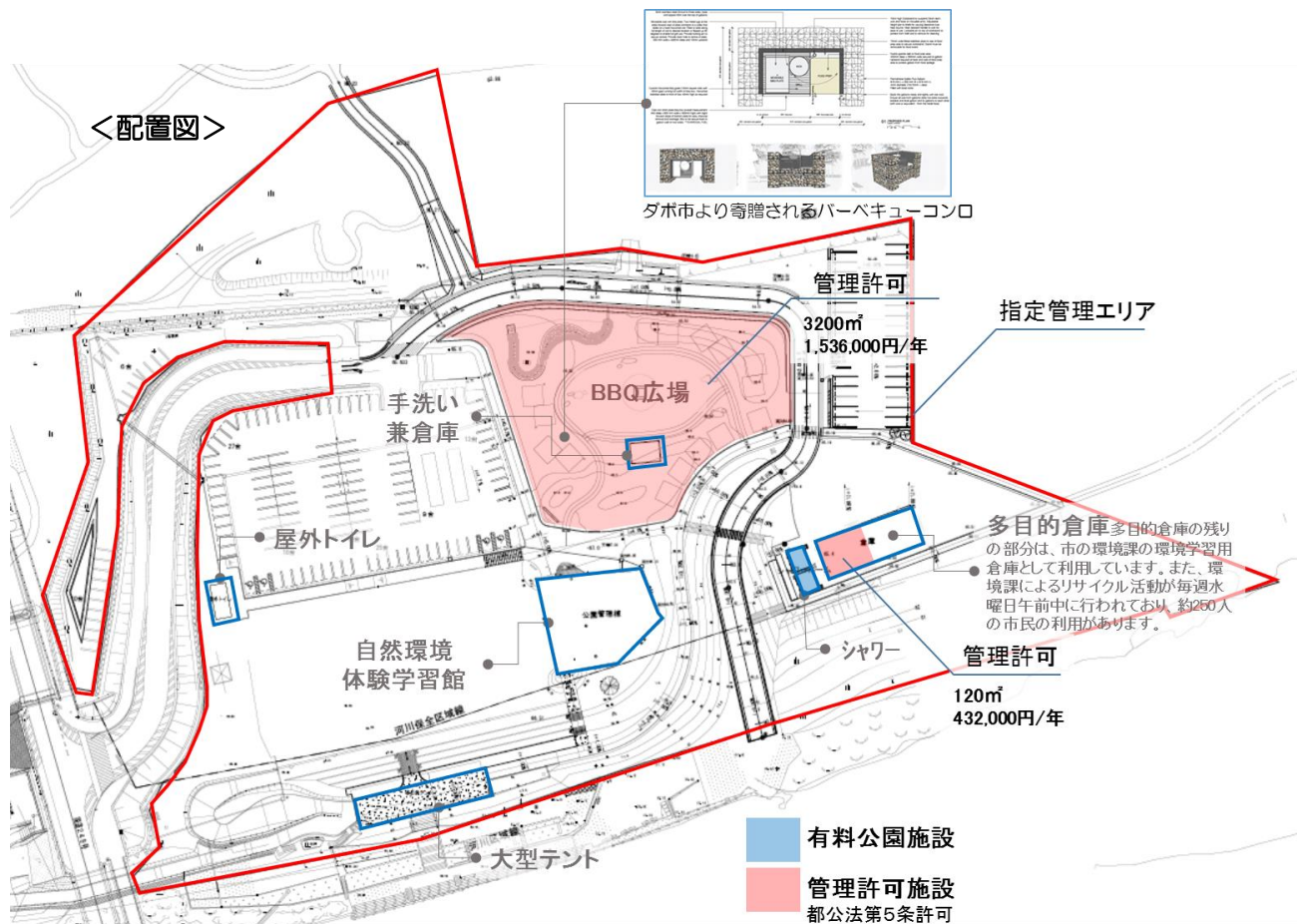


### 【施設内容・規模等】

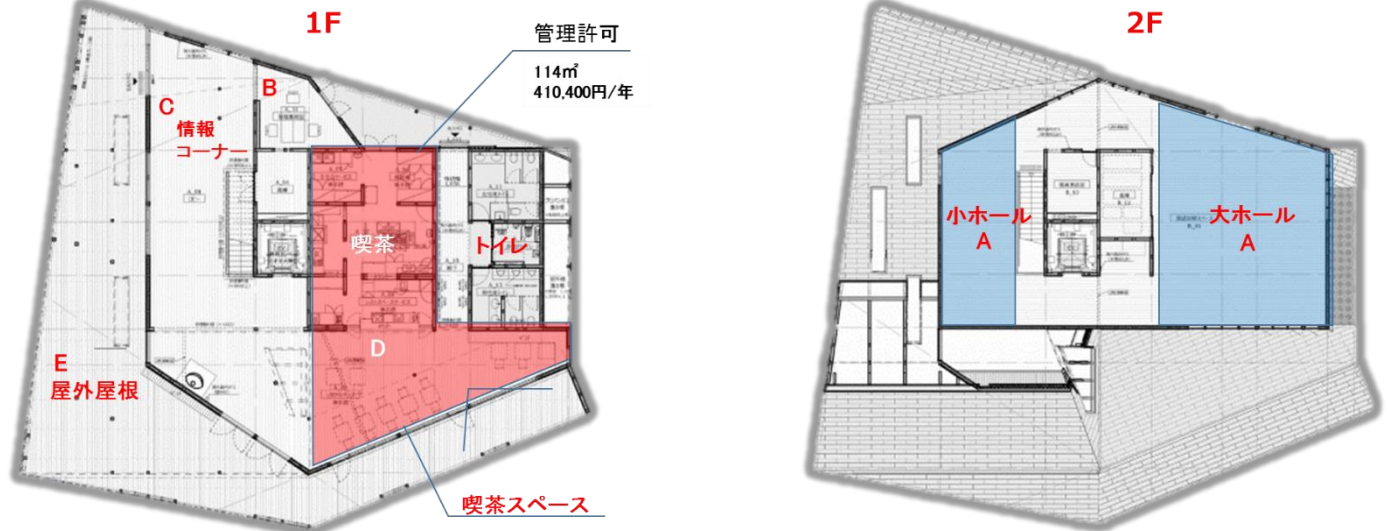
敷地面積 29476.56㎡  
自然環境体験学習館 床面積 1階517.85㎡ 2階218.61㎡  
開館時間 9:00-17:00時間延長可  
定休日 毎週火曜日 年末年始6日間  
多目的倉庫 250.00㎡ (内使用可能面積120.00㎡)  
シャワールーム 48.72㎡ 男女それぞれ5箇所  
手洗い場兼倉庫 36.43㎡ BBQの備品収納場所  
屋外トイレ 33.24㎡  
大型テント 279.50㎡ 川を眺めるウッドデッキあり  
バーベキュー広場 3200.00㎡ 5m×5mのウッドデッキ  
15箇所(空気の利用可) 食材提供型など様々な運営スタイルが可能です。  
芝生広場 3200.00㎡ 憩いの場、イベントスペース  
駐車場 180台 市内循環バスの停留所あり  
隣接する森(指定管理対象外) 約8ha 民有地を市が無償借地(活動の制限はあるが、自然環境体験学習等で活用を望む)

設置管理許可対象施設(年間の使用料を市に支払い、自主事業として運営する施設)

- ①喫茶スペース(自然環境体験学習館内)  
114㎡ 410,400円/年
  - ②BBQエリア 3,200㎡ 1,536,000円/年
  - ③多目的倉庫 120㎡ 432,000円/年
- 計 2,378,400円/年



**<自然環境体験学習館/平面図>**



- A) 自然環境体験学習館 大ホール：面積 95.00㎡ 小ホール：面積45.00㎡  
中之島公園の木材等を活用した体験学習の場として利用する。市民活動団体・NPO等の一般市民を対象とした体験学習等の室内講習会場として利用する。クラフト体験等による作品展示を行う。自治体や市民団体による企画展示、屋内イベントなどの多目的利用を想定する。【会議室と兼用】
- B) 管理事務所:面積 16.40㎡  
中之島公園で実施する各事業の受付やスタッフの執務場所として利用する。
- C) 情報コーナー、休憩スペース:面積 110.00㎡  
公園利用者や堤防道路散策者が休憩室として利用する。周辺観光施設、周辺自治体等の情報やマップ・パンフレット等の配布を行う。公園利用者や堤防道路散策者が木曾川についての基礎知識、美濃加茂の歴史・文化、自然環境等についてパネル等を見ながら学ぶ場所とする。【休憩スペースと兼用】
- D) 喫茶スペース:面積 114.00㎡  
公園利用者が軽食、ドリンクなど喫茶室として利用する。公園利用者や堤防道路散策者が休憩に合わせて利用する。【厨房スペースも兼用】
- E) 屋外屋根(日除け):面積 190.70㎡  
利用者の休憩、事業実施時の安全対策(熱中症予防等)や雨天対応として、屋根付きスペースを利用する。

## 2. 業務の内容、及び業務の基準

指定管理者は、公園本来の設置目的である「公共の福祉の増進に資すること」を達成するため、利用者の満足度を向上させること、利用者が安心・安全に利用できること等を目的として、次の業務を行うこととします。

### ① 公園の運營業務

- ・施設の貸出及び利用料金の徴収、行為許可及び行為許可料金の徴収、窓口案内、広報及び宣伝、自然環境体験学習普及活動、催事企画等
- ・かわまちづくり事業エリア全体を見据えた、賑わいの創出に資する活動や取組みの企画、及び各種地域団体やボランティアと連携を図った事業等を実施すること。  
＝地域のまちづくりの一部を担う役割となることを望みます。
- ・事故/災害対策、利用者指導等

### ② 公園の維持管理業務

- ・園地の維持管理（樹木、草地、芝生等の維持管理・公園施設の点検、清掃等）
- ・自然環境体験学習館、多目的倉庫、屋外トイレ等の維持管理（保守点検、清掃等）
- ・園内の警備、施設の修繕、駐車場管理等

### ③ 自主事業（必須）

- ◆喫茶スペース：公園の特色を活かし、賑わいのある喫茶運営をしてください。
- ◆バーベキュー広場：姉妹都市であるオーストラリアのダボ市から寄贈されるBBQグリルやウインドミルの設置、植栽など、オーストラリアをイメージしたエリアとなっています。それらの特徴を活かしたバーベキュー運営を実施してください。
- ◆多目的倉庫の管理運営：公園内や周辺の自然を活用したアウトドアアクティビティのための倉庫として活用してください。

喫茶スペース、バーベキュー広場、多目的倉庫の管理運営については、指定管理者が美濃加茂市から都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づく公園施設管理許可及び設置許可を得て運営すること。また、美濃加茂市都市公園条例で定める許可使用料（BBQ広場1,536,000、喫茶スペース410,400、多目的倉庫432,000、合計2,378,400円/年）を美濃加茂市に納付する他、光熱水費の負担が必要となります。

### ④ 自主事業

- ・その他自主事業

※その他業務の詳細については「中之島公園指定管理業務仕様書」による。

## 3. 指定期間

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。

## 4. 管理運営経費

中之島公園の有料公園施設の利用料及び行為許可に関する使用料（以下「利用料金等」という。）については、指定管理者の収入とし、管理運営費に充てるものとします。

### (1) 指定管理料

公園の管理業務に係る美濃加茂市の負担については、以下の参考金額以内として申請



(美濃加茂市中之島公園に係る収支予算書 様式第3号を作成)してください。なお、参考金額は管理に係る経費から利用料金等を控除した額です。

平成30年度	17,483千円	(消費税及び地方消費税を含む)
平成31年度	16,853千円	(消費税及び地方消費税を含む)
平成32年度	16,853千円	(消費税及び地方消費税を含む)
平成33年度	16,853千円	(消費税及び地方消費税を含む)
平成34年度	16,853千円	(消費税及び地方消費税を含む)
合 計	84,895千円	(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 指定管理料の支払い

事業計画において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、協議の上協定を締結した後、協定で定められた支払方法により、請求に応じて支払いをします。

(3) 管理口座

公園の管理運営に係る収入と支出は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

現在、予定はありません。

## 5. 指定管理者と美濃加茂市の役割分担及び\*危険負担

指定管理者と美濃加茂市の役割分担は、表-1 のとおりとします。また、指定管理者と美濃加茂市の危険負担は、表-2 のとおりとします。ただし、表-1 と表-2 に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と美濃加茂市が協議のうえ、役割分担及び危険負担を決めるものとします。

表-1 役割分担

項 目	市	指定管理者
維持管理（植物管理、施設管理、清掃、補修修繕、安全管理、光熱水費支出等）	○ (※1 小規模以外の補修)	◎
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、料金徴収、市民協働、利用促進活動等）		◎
自然環境体験学習館、シャワールーム、多目的倉庫内等の物品管理（多目的倉庫内市直接管理箇所を除く）		◎
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○ (指示等)	◎
災害復旧（本復旧）	◎	
法的管理（占用許可、設置管理許可等）	◎	
法的管理（行為許可、有料公園施設利用許可）		◎
施設整備、改修	◎	
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）	◎	

※1 小規模以外の補修：1件当たり10万円以上の補修

\*危険負担とは、一方の債務が債務者の責に帰することができない原因により履行  
表-2 危険負担 不能となって消滅した場合に、どちらの当事者がその損害を負担するかの取り決め。

項 目		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（※2 小規模なもの）		○
	//（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（※2 小規模なもの）		○
	設置管理許可施設(喫茶スペース、バーベキュー広場(備品)多目的倉庫)内の備品及び設備		○

	// (上記以外)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
業務終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※2 小規模なもの：1件あたり10万円未満のもの

## 6. スケジュール

公表から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

項目	日時
募集要項公表・告示	平成29年10月 2日(月)
現地説明会の参加申込	平成29年10月 5日(木) 午後5時まで
現地説明会	平成29年10月 6日(金) 午前10時から
質問事項の受付	平成29年10月 6日(金) 午前9時から 平成29年10月11日(水) 午後5時まで
質問事項の回答	平成29年10月13日(金)
参加表明書の提出期限	平成29年10月13日(金) 午後5時まで
指定管理者指定申請書の受付	平成29年10月13日(金) 午前9時から 平成29年10月31日(火) 午後5時まで
第1次審査(書類審査)	平成29年11月 8日(水)
第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	平成29年11月16日(木)
指定管理者の議決	平成29年12月
指定管理者の指定	平成30年 1月
協定書の締結	平成30年 1月
指定管理者による管理開始	平成30年 4月 1日(日)

## 7. 応募者の資格

法人格を有する団体(個人での応募はできません。)又は、複数の法人(以下「共同企業体」という。)であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 美濃加茂市プロポーザル方式等の実施要綱(平成24年美濃加茂市訓令甲第5号)(以下「要綱」という。)第4条第1項各号に規定する者であること。
- (2) 美濃加茂市競争入札参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登録されていない者であっても、要綱第4条第2項に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。ただし、契約の相手方となったときは、契約締結時までに参加資格者の申請をするものとする。



(3) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。

(4) 次に掲げる事項にいずれも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、美濃加茂市における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
- ② 当該団体の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）

(5) 共同企業体の場合

本公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、共同企業体で応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① 共同企業体により申請をする場合は、共同企業体の名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、代表となる法人等以外は、当該共同企業体の構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② 共同企業体の構成団体は、他の共同企業体の構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- ③ (2)の要件において、指名参加資格登録のない場合においても契約締結時までに、共同企業体全ての構成団体が参加者資格名簿に登録を行うこと。

## 8. 失格要件

指定管理者指定申請書を提出してから指定管理者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 一つの応募者が複数の応募を行った場合
- (4) 応募者から募集要項に基づき提出される書類（以下「応募書類」という。）の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する応募をした場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (6) 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法若しくは、民事再生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合

2 前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとします。

## 9. 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、公募型プロポーザル方式等参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出をもってこの要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募した内容は、実現を約束したものとみなします。
- (4) 応募書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した応募書類の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、市は本募集の報告、公表等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できます。
- (5) 応募書類は、受付期間に限り変更することができる。受付期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず応募書類の返却はしません。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがあります。
- (7) 本募集に係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年条例第20号）に基づき、応募書類を公開することがあります。
- (8) 共同企業体の場合には、参加表明書提出時に共同企業体の構成・役割分担及び契約状況のわかる書類を必ず添付するものとします。

## 10. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式第1号-3、-4）
- (2) 提出先 建設水道部土木課
- (5) 応募資格の認定及び通知  
応募資格の認定は、平成29年10月13日（金）をもって行うものとし、その結果は、平成29年10月16日（月）までに通知します。
- (6) 応募資格が認められなかった者に対する理由の説明  
応募資格が認められなかった者は、平成29年10月18日（水）までに書面により理由について説明を求めることができます。説明を求められたときは、平成29年10月20日（金）までに書面により回答します。

## 11. 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加希望の団体は平成29年10月5日（木）午後5時までに法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- ① 開催日時 平成29年10月6日（金） 午前10時から
- ② 開催場所 中之島公園
- ③ 連絡先 建設水道部土木課

担当者：大塚、酒向 電話：0574-25-2111（内線418）

## 12. 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 応募者は、法人名、担当者名、担当者連絡先、及び質問内容を簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず

電話で受信の確認を行うものとします。（様式第5号）

- (2) 提出先 建設水道部土木課（担当者：大塚、酒向）  
 TEL：0574-25-2111（内418）  
 FAX：0574-27-3764  
 Eメール：doboku@city.minokamo.lg.jp
- (3) 回答方法 質問の回答は、市のホームページ上で公表する。なお、軽易な事項（要項や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがあります。

### 13. 指定管理者指定申請書等の提出

- (1) 提出書類（応募書類一覧表を参照）
- (2) 提出先 建設水道部土木課
- (3) 提出部数  
 様式第1号、1号-2、1号-3、1号-4・・・1部  
 その他の書類・・・12部（正本1部、副本11部：A版、両面印刷、ホチキス止めとする。）ファイル綴じ込み等製本はしないこと
- (4) 提出方法 持参に限る。（※質問書はファックス又はEメールで提出）
- 【応募書類一覧表】 応募書類を以下の様式により提出してください。

①	指定管理者指定申請書	様式第1号、1号-2
②	公募型プロポーザル方式等参加表明書	様式第1号-3、1号-4
③	美濃加茂市中之島公園の管理に係る事業計画書	様式第2号
④	美濃加茂市中之島公園の管理に係る収支予算書	様式第3号 指定期間年度毎に作成してください
⑤	前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類	任意様式※1 ※3
⑥	前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類	任意様式※1 ※3
⑦	現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類	任意様式※1 ※3
⑧	定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては会則等）	任意様式※1
⑨	団体の役員名簿及び組織体系を示す書類	任意様式※1
⑩	誓約書	様式第4号
⑪	国税及び地方税に滞納がないことを明らかにする書類	任意様式※1
⑫	登記事項証明書（登記事項全部証明書等）	任意様式※1
⑬	指定管理者指定申請に係る質問書	様式第5号※2

※1 共同企業体の場合には構成団体すべての該当書類を添付すること

※2 質問がある場合のみ提出 ※3 新規法人など該当の無い場合は不要

## 14. 審査委員会

プロポーザルの審査は、中之島公園指定管理業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。

## 15. 審査手順

### (1) 書類審査（第1次審査）

審査委員会は、応募書類について、16審査基準 に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者を選考します。ただし、評価の低い参加事業者が複数あるときは、5事業者に満たない参加事業者を選考することがあります。

※ 参加事業者が5事業者に満たない場合は、第1次審査を実施せず第2次審査へ移行します。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）

プレゼンテーション 30分以内

ヒアリング 30分以内

※ パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参すること。なお、審査の順番については提案書等の受付順とします。

### (3) 審査の結果

最終審査結果（第2次審査結果）は、全参加事業者に文書で通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表します。

## 16. 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとします。

【必須項目】（配点15/100点）

1. 事業計画書の内容が設置目的、管理方針、市民の平等利用の確保について適切か。
2. 個人情報の取扱は適正か。

【一般項目】

3. 事業計画書の内容が、当該公園の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。（配点58/100点）

○利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

- ①多くの市民に利用されるための方策や取組み
- ②かわまちづくりエリア全体を見据えた、賑わいの創出に資する取組みや、地域関係機関、ボランティア等との連携

○サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

- ①地域資源を活用した特色あるサービス向上を図る取組み
- ②自然を活用した事業を安全に運営できる体制、安全対策への取組み
- ③自主事業による収益の一部を利用者へ還元する取組み

○施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

- ①施設の安全管理や利用者の安全確保
- ②植物・施設等の維持管理の具体的な方策

- 管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）
- 4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（配点14/100点）
  - 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
    - ①収支計画及び利用料金の設定
    - ②有料施設、自主事業の収入確保の実現性
  - 安定的な運営が可能となる人的能力
  - 安定的な運営が可能となる財政的基盤
  - 類似施設の運営実績
- 5. その他（配点13/100点）
  - 地域貢献
    - ①市内産品の優先使用や、市内業者との優先取引、役務の地元調達、ボランティアとの連携などによる地域活性化の取組み
    - ②地域の美化、防犯・防災、災害復旧の取組み

#### 17. 指定管理者の決定及び協定

指定管理者は平成29年12月美濃加茂市議会の議決を経て決定（指定）します。  
指定後、市と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。